

公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス飲料等自動販売機設置・運営業務 仕様書

1 業務の概要

(1) 件名

公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス飲料等自動販売機設置・運営業務

(2) 内容

横浜市立大学福浦キャンパスにおける飲料等自動販売機（以下、自販機）について、「公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス飲料等自動販売機設置事業者 募集要項」及び本仕様書に基づき設置・運営する業務

(3) 設置場所・台数

ア 設置場所：横浜市金沢区福浦 3-9 福浦キャンパス構内

詳細は、別掲「自動販売機設置一覧」を参照すること。

イ 台数：10 台

（食品自動販売機 1 台・飲料自動販売機 9 台の組合せとする）

(4) 契約期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで（5 か年）

契約期間は原則として 5 か年とします。令和 13 年 3 月 1 日以降の設置事業者については契約期間満了に合わせて再度公募により選定することとします。本公募により選定された設置事業者の参加を認めます。

2 費用負担

自販機に伴う次の各費用は設置事業者の負担とする。

(1) 貸付料

744,000 円／5 か年（税抜）

（内訳）屋内（6 台）：1 台につき 1,600 円／月、屋外（4 台）：1 台につき 700 円／月

(2) 光熱水費

自販機設置時に電気使用量の計測専用の個別メーターを設置し、その計測結果に基づき算出された電気使用料金を負担すること。

電気使用料＝電気使用量個別メーター測定値×前年度福浦キャンパス実績単価

（参考：令和 6 年度福浦キャンパス電気料金実績単価＝ 23 円／kWh）

(3) 売上手数料

設置する自販機の売上金額（税抜）を合計した金額に料率を乗じて算出された金額（算出された金額に 1 円未満の端数が生じる場合は切捨とする。）

(4) 各費用の入金時にかかる銀行振込手数料

(5) 搬入・設置費用（コンセント工事費用を含む）

(6) 契約終了時の自販機撤去に伴う費用及び原状回復費用

(7) 自販機に併設する回収容器等の設置、修理、更新等の費用

(8) 商品補充・廃棄物回収運搬処理等のメンテナンス費用

(9) 電気使用量の計測専用の個別メーターにかかる費用

(10) その他自販機設置・運営に関するすべての費用

3 販売商品

(1) 商品構成

ア 商品構成は、学生・教職員のニーズ・場所特性等を踏まえて多品種・多品目により構成するよう努め、継続的に変更すること。なお、複数台の自販機が並列する場所では、収容する商品が同じラインナップとならないように工夫すること。

イ たばこ及び酒類又は類似品の販売は禁止とする。

ウ 食品自販機には、生鮮食品（おにぎり・サンドイッチ）を必ず収容し、その他にパン、菓子類・栄養バランス食品・野菜飲料・牛乳乳飲料・ゼリー飲料などをニーズに合わせて収容すること。

エ 食品自販機は、新商品の投入及び商品ラインナップの変更が毎週可能であること。

オ 生鮮食品（おにぎり・サンドイッチ）には保存料・合成着色料を使用しないこととし、そのほかにも学生・教職員の安心・安全に努めること。

(2) 販売価格

ア 飲料自販機の販売価格は、標準価格から 20 円以上値引きすること。

(3) 商品補充・衛生管理

- ア 販売実績及び需要予測から、売切れが発生しないように商品補充を行うこと。
- イ 食品自販機は原則 1 日 1 回の商品補充（入替）とするが、需要が見込まれる場合に 1 日複数回の商品補充対応ができること。
なお、学生の長期休業期間中など明確に需要の低下が見込まれる時期は、商品構成・数量の調整を可とする。ただし、本学にとって不利な調整を行う場合は、内容について事前に本学と協議の上、許可を得てから行うこと。
- ウ 衛生管理については、関係法令等を遵守すること。
- エ 賞味期限切れに注意し、賞味期限切れになった商品は直ちに販売を中止し、廃棄処分すること。

4 自販機及び回収容器

(1) 自販機

- ア 種類
 - ・給排水設備を必要とする自販機及び販売商品は設置できない。
 - ・可能な限り災害救援自販機とすること。
- イ 電子マネー
交通系電子マネー（Suica 及び PASMO）での支払いができることとし、その他の電子マネーについても可能な限り支払いができるようにすること。
- ウ 環境対策
 - ・飲料自販機については、トップランナー基準及びグリーン購入法に適合したノンフロン対応機・ヒートポンプ機を採用することとし、その他にも省エネに努めること。
 - ・食品自販機についても、飲料自販機同様に省エネに努めること。
- エ その他
 - ・契約期間中においても著しい劣化などの症状がみられた場合は、自販機の交換をすること。
 - ・契約期間中においても、省エネなどに対応した最新の機種があれば、可能なかぎり提案し、入れ替えを行うこと。

(2) 回収容器

回収容器は、飲料自販機 1 台につき 1 個以上設置すること。

ただし、複数の自販機を並列して設置する場所については、回収容器から廃棄物があふれないよう十分配慮すると共に、周辺環境の美化に努めることを前提に 1 個以上の設置でも可とする。

(3) デザイン

自販機及び回収容器は、周辺環境と調和したデザイン、色とすること。

(4) 設置スペース

別掲「自動販売機設置一覧」を参照し、収容可能な機器を設置すること。

5 廃棄物の回収運搬処理

自販機に併設した回収容器の廃棄物については、原則として設置事業者の責において処理するものとする。処理にあたっては、法律条例の規定に基づき、適切なリサイクル処理を実施するものとし、設置事業者が設置した自販機において販売した商品以外の廃棄物が混入していた場合にも同様に処理するものとする。

また、回収頻度については、回収容器から廃棄物があふれないよう十分配慮すると共に、周辺環境の美化に努めること。（回収容器周辺に廃棄物があふれていた場合には原則としてそれらも回収すること）

6 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

自販機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。通路等に面している場所に設置する場合は、通行者の転倒防止等に配慮して対策を行うこととする。対応必要箇所は、別掲「自動販売機設置一覧」を参照。

(2) 管理運営

- ア 設置事業者は、自販機の設置・管理・運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。
- イ 商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。
- ウ 自販機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事より前に本学の承認を受けることとし、工事は電気関係法令を遵守して施工すること。

- エ 販売商品の搬入、廃棄物等の搬出を行う時間及び経路については、本学の指示に従うこと。
- オ 自販機本体及び回収容器の清掃を行い、清潔さを保つこと。
- カ 自販機の故障、問合せ及び苦情申出先については、設置事業者の責において対応するとともに、自販機本体に、販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記すること。
- キ 自販機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
ただし、業務の一部を第三者に委託することを許可する。その場合、第三者の委託した業務に伴う行為について、設置事業者が本学に対してすべての責任を負うこととする。また、設置事業者は、第三者が本学との契約を順守するために必要な事項について、第三者と約定すること。
- ク 契約期間満了又は契約解除により、自販機を撤去した場合には、設置事業者の負担のもと原状回復を行い、本学の確認を受けることとする。
床面に直接アンカー固定した場合の原状回復については、アンカ一切断後、切断面をパテ補修することを最低限とする。
- ケ 自販機ごとの売上個数及び売上金額をひと月ごとにとりまとめて、翌月 15 日までに売上報告書により報告すること。なお、売上報告書の書式については本学と協議の上決定とする。

7 賠償責任について

販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自販機に起因する事故による本学及び学生等及び第三者への賠償は設置事業者の責において全て行うこととする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、本学と協議の上決定するものとする。

(別掲) 自動販売機設置一覧

No	設置場所			目的	通常開館時間	備考	設置場所有効寸法 D×W×H(単位:mm)	設置時留意点
1	福利厚生棟横①	屋外	1階	飲料販売	-	-	D860*W3450*H2000	-
2	福利厚生棟横②	屋外	1階	飲料販売	-	-		
3	福利厚生棟横③	屋外	1階	飲料販売	-	-		
4	体育館横	屋外	1階	飲料販売	-	-	D860*D2240*H2000	・電源について既存の延長配線式からコンセント式に工事すること。 ・床面が段差のため、調整の上で設置すること。
5	医学情報センター	屋内	1階	飲料販売	0時-24時	医学情報センター開館スケジュールに従う。	D1100*W1400*H2000	-
6	看護教育研究棟 2階ラウンジ①	屋内	2階	飲料販売	7時-20時	原則として土曜は7時～17時、日曜は閉館。 入館時は守衛相談で個別対応。	D950*W2370*H2000	-
7	看護教育研究棟 2階ラウンジ②	屋内	2階	飲料販売				
8	臨床研究棟①	屋内	2階	飲料販売	0時-24時	-	D860*W2250*H2000	設置場所が通路に面するため、通行者の転倒防止等に配慮した対応策を講じること。
9	臨床研究棟②	屋内	2階	食品販売		-	D860*W2900*H2000	
10	臨床研究棟	屋内	5階	飲料販売		-	D850*W3200*H2000	

※天候・災害や感染症等の状況に応じて、通常開館時間や備考に記載における開館時間が隨時変更される場合があります。

(参考) R5-R6 売上情報

飲料自販機 1台あたりの平均販売本数は以下のとおりです。いずれも 10 本単位で四捨五入した数値です。また、本数は目安であって、売上を保障するものではありません。

- 福利厚生棟横 (屋外) : 平均 600 本／月
- 体育館 (屋外) : 平均 700 本／月
- 医学情報センター : 平均 400 本／月
- 看護教育研究棟 2 階 : 平均 400 本／月
- 臨床研究棟 2 階 : 平均 1,100 本／月
- 臨床研究棟 5 階 : 平均 1,700 本／月